

令和 3 年 3 月 3 日

議 案

2 月 定 例 会 議

常 総 市



議案第123号

常総市長等の給与及び旅費の特例に関する条例の一部を改正する条例について

常総市長等の給与及び旅費の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和3年3月3日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、副市長の給料の額について、引き続き、その1割を減額することとし、この特例の期限を延伸する改正を行うため、これを提出する。

## 常総市条例第 号

### 常総市長等の給与及び旅費の特例に関する条例の一部を改正する条例

常総市長等の給与及び旅費の特例に関する条例（平成15年水海道市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中「令和3年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

第4条及び附則第2項中「令和6年8月2日」を「令和7年3月31日」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

◎議案第 1 2 3 号 常総市長等の給与及び旅費の特例に関する条例の一部を改正する条例について

市長、副市長及び教育長の給料の額及び旅費は、常総市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例で定められておりますが、別に定める常総市長等の給与及び旅費の特例に関する条例により、これら特別職の給料の額をそれぞれの任期において、1割減額するとともに、旅費についても一般職員に係る規定を適用することとし、減額しているところです。

本案は、常総市長等の給与及び旅費の特例に関する条例で定める副市長の給料の額に係る特例の期限が令和3年3月31日までであることから、引き続き、これを令和7年3月31日まで延伸するとともに、旅費の特例についてもその期限を同日まで延伸する改正を行うものです。

〔参考：減額前の給料月額及び特例条例による減額後の給料月額の比較〕

区 分	減額前	特例条例による減額措置	減額後	
			比較	減額対象期間
市 長	870,000円	↓	783,000円	令和2年8月3日
			△87,000円	～令和6年8月2日
副市長	720,000円	↓	648,000円	令和3年4月1日
			△72,000円	～令和7年3月31日
教育長	660,000円	↓	594,000円	令和元年10月1日
			△66,000円	～令和4年9月30日

減額率：10/100

○常総市長等の給与及び旅費の特例に関する条例

平成 1 5 年 3 月 2 8 日

条例第 3 号

(市長の給料の額の特例)

第 1 条 市長の給料の月額は、平成 2 8 年 8 月 3 日から令和 6 年 8 月 2 日までの間においては、常総市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(昭和 3 2 年水海道市条例第 1 5 号。以下「特別職給与等条例」という。)第 3 条の規定にかかわらず、特別職給与等条例別表第 1 に定める額から当該額に 1 0 0 分の 1 0 を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同表に定める額とする。

(副市長の給料の額の特例)

第 2 条 副市長の給料の月額は、平成 2 6 年 1 2 月 1 日から~~令和 3 年 3 月 3 1 日~~  
令和 7 年 3 月 3 1 日までの間においては、特別職給与等条例第 3 条の規定にかかわらず、特別職給与等条例別表第 1 に定める額から当該額に 1 0 0 分の 1 0 を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同表に定める額とする。

(教育長の給料の額の特例)

第 3 条 教育長の給料の月額は、平成 1 9 年 7 月 1 日から令和 4 年 9 月 3 0 日までの間においては、特別職給与等条例第 3 条の規定にかかわらず、特別職給与等条例別表第 1 に定める額から当該額に 1 0 0 分の 1 0 を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同表に定める額とする。

(旅費の特例)

第 4 条 市長、副市長及び教育長の旅費は、平成 2 2 年 1 0 月 1 日から~~令和 6 年 8 月 2 日~~  
令和 7 年 3 月 3 1 日までの間においては、特別職給与等条例第 7 条第 1 項及び第 8 条ただし書の規定にかかわらず、常総市職員の旅費に関する条例(昭和 3 2 年水海道市条例第 1 3 号)第 1 5 条から第 1 8 条までの規定を適用する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、~~令和 6 年 8 月 2 日~~  
令和 7 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。

中略

附 則（平成 2 8 年条例第 2 3 号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の常総市長等の給与及び旅費の特例に関する条例の規定は、平成 2 8 年 8 月 3 日から適用する。

附 則（平成 3 0 年条例第 2 3 号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の第 3 条の規定は、平成 2 8 年 1 2 月 1 3 日から適用する。

附 則（令和元年条例第 1 0 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 2 年条例第 2 5 号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の常総市長等の給与及び旅費の特例に関する条例の規定は、令和 2 年 8 月 3 日から適用する。

附 則（令和 3 年条例第 号）

この条例は、公布の日から施行する。